

漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた胆振海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

胆振海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10857号）の変更案は適当。

2 意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり胆振海区漁場計画を変更。

3 その他

令和5年9月21日開催の第22期第22回胆振海区漁業調整委員会において、当該胆振海区漁場計画の変更は適当であると議決された。